

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を重視し、経営環境の急激な変化にも迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立が重要であると考えております。具体的には事業に精通した取締役による意思決定の迅速化及び相互監視に加え、社外取締役及び社外監査役による第三者視点での経営監視機能の強化を図っております。また、本部・事業部制を導入し、効率的な業務執行に努めるとともに、柔軟かつ迅速な業務執行を図るため、取締役社長を含む業務執行取締役、本部長及び事業部長で構成する経営会議を設置しております。

同時に株主、投資家の皆様に対し、よりオープンなディスクロージャーを実現するため、体制の整備、拡充に努めております。

なお、当社グループは、下記企業理念を経営の根幹に置き、全ての企業活動の原点としております。

<スローガン>

- ・創造の喜びを世界にひろめよう
- ・BIGGESTよりBESTになろう
- ・共感を呼ぶ企業にしよう

<ミッション>

デジタル技術の活用で、より豊かな社会を実現する

<ビジョン>

イメージをカタチに

また、企業理念に沿った事業活動を行うために下記のとおり「行動基準」を定めております。

<行動基準>

■新たな価値の創造

- ・常にクリエイティブな探究心を持ち、新たな価値を創造することで人々の生活をより豊かにします。
- ・BIGGESTよりもBESTを目指し、健全で持続的な事業発展を通じ企業価値向上に努めます。
- ・自由な発想力と独自性を持って新たな分野へチャレンジを続けます。

■グローバルなビジネス展開

- ・常に新たな機会を求め、世界に向けて事業活動を行います。
- ・世界各地域の歴史や文化など多様性を尊重し、共生の思想でビジネスを展開します。
- ・世界の人々が暮らしやすい社会を実現するため、地球環境の保全に努めます。

■クリーンでオープンな社風の実現

- ・一人ひとりが社会的責任を自覚し、法令および社会倫理に則り行動します。
- ・一人ひとりが良心に従って公正公平な判断を行い、説明責任を果たすことで信頼を築きます。
- ・いきいきと働きやすい企業風土を全員で育てていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、株式の政策保有は原則行わない方針です。ただし、業務提携あるいは取引の維持・強化等強い関係性を維持する意思を表明することが事業上有効である場合に限り、必要最小限にて保有することがあります。

現在当社は、関係強化の目的で、取引金融機関1銘柄を保有しております。

また、毎年、取締役会で、保有する個別の政策保有株式について、保有目的の妥当性、保有に伴う便益やリスクを精査のうえ、保有の適否を検証し、全銘柄について保有が適切であることを確認しております。

なお、保有株式にかかる議決権の行使については、当社の保有目的に貢献するか否かを基準に総合的に勘案し、賛否を判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、その役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、「取締役会規則」及び「決裁規程」などの社内規程に基づき、所定の承認を要すると定めており、会社及び株主共同の利益を害しないことを審議・確認しております。なお、開示基準に則り、関連当事者間取引については、事業報告、有価証券報告書に開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、年金運用に関して知見のある社員を社内管理部門の中から選出して「退職年金資産運用委員会」を設置しております。本委員会では、年金資産の安全かつ効率的な運用を図るうえで重要な事項について審議し、取締役会に上程するとともに、必要に応じて外部コンサルタントに助言を求め専門性の補完・向上を図っております。

企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反については、運用機関に議決権行使を一任し、その議決権行使に当社が一切関与しないことと適切に管理しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (i)経営理念、経営戦略、経営計画：スローガン、ミッション、ビジョン、中期経営計画は、当社ホームページ及び決算説明資料、開示資料等により開示しております。
- (ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針：基本的な考え方を当社ホームページ、東証宛でのコーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書にて開示しております。
- (iii)取締役の報酬決定にあたっての方針と手続：取締役の報酬の決定にあたっては、取締役会にて選任された取締役3名以上かつそのうち半数以上の独立社外取締役で構成された取締役報酬委員会にて、適切な関与・助言を得ることにより公正かつ透明性のある報酬の検討を行っております。また取締役の報酬等の総額については、当社ホームページ、東証宛でのコーポレートガバナンス報告書、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。
- (iv)取締役・監査役候補の指名にあたっての方針と手続：取締役・監査役候補の指名にあたっては、取締役会にて選任された取締役3名以上かつそのうち半数以上の独立社外取締役で構成された役員選任委員会にて、「役員選任委員会運営規程」に定める選任基準に照らして候補者の適否を議論し、社長に報告し、社長はこれを取締役会及び監査役会に候補者の選任議案として上程し、決議の後、株主総会議案としております。なお、指名にあたっての手続きについては、東証宛でのコーポレートガバナンス報告書にて、独立性については、当社の独立性の基準を当社ホームページにて開示しております。
- (v)個々の経営陣幹部の選任及び取締役・監査役の指名についての説明：候補者全員の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委嘱範囲の明確化】

当社は、法令により定められた事項及び重要事案として取締役会で決議すべき事項及び執行状況についての報告事項については「取締役会規則」に、業務執行取締役の権限については「職務権限規程」等の社内規程に定めております。経営陣等に対する委任範囲については、「決裁規程」等の社内規程に具体的定めを置いております。なお、その概要については、東証宛でのコーポレートガバナンス報告書にて、開示しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、当社ホームページに開示しております。人選にあたっては、東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たすとともに、多様性を重視し、かつ、取締役会への出席が可能な人物を選任するよう努めております（社外役員の独立性に関する基準：<https://www.rolanddg.com/ja/investors/management/corporate-governance/>）。

【補充原則4-11-1 取締役会の構成等に関する考え方の開示】

当社の取締役の選任に関する方針・手続については、原則3-1(iv)に記載のとおりであり、当社の取締役会は、定款で定められた定員10名以下の枠内で選任しております。専門領域、経験などにも配慮しつつバランスのとれた構成とすることで、取締役会の多様性を高めております。

【補充原則4-11-2 兼任状況の開示】

当社の社外取締役及び社外監査役については、株主総会・取締役会を始めとする諸会議に、原則、直接会議出席すること・できることを選任項目の一つとし、議論を多面的かつ活発に行い、取締役会を有効に機能させるための仕組みの強化に努めております。また、他社での役員兼任については、業務執行取締役は取締役会での決議事項とし、社外取締役（非業務執行取締役）は、事前に取締役社長へ書面をもって通知し、直近に開催される取締役会に報告することとしております。また、社外取締役の上場会社役員兼務数の上限を5社以内とし、これを上回る場合は、取締役会決議といたします。監査役は監査役会決議のうえ取締役会での報告事項としております。なお、現在の兼任状況及び出席状況は、極めて高い出席率であることから、合理的な範囲にとどまっていると認識しております。現在の出席状況は、株主総会招集通知にて、兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書にて毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要の開示】

当社は、取締役及び監査役に対して、取締役会事務局が取締役会の実効性についてアンケートを実施し、結果については、取締役会に報告し、より実効性のある取締役会とするための改善策について議論のうえ、必要に応じて改善を行ってまいります。なお、アンケート結果を踏まえ、取締役会全体としての実効性が大きな問題なく担保されていると評価しております。

【補充原則4-14-2 トレーニング方針の開示】

当社の取締役及び監査役に対しては、取締役及び監査役として期待される役割・責務を適切に果たすことを目的として、必要に応じ、下記趣旨に則り外部講師等による研修会を適時開催する方針です。

- ・新任役員に対して事業・財務・組織等必要な知識を習得する機会を設ける
- ・社外役員に対して事業内容及び経営課題につき共有とその理解を深める機会を設ける
- ・その他、責務を果たすために必要な知識等を習得する機会を設ける

なお、取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、東証宛でのコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

【原則5-1 株主との対話に関する方針】

当社は、機関投資家及び個人投資家との対話については、合理性を判断しつつ前向きに対応しております。また、「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針」を定め、当社ホームページに開示しております。

なお、補充原則のタイトルは、読みやすさを考慮し、便宜上付しているものです。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TAIYO HANEI FUND, L.P.	891,700	7.05
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227	852,400	6.74
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	630,300	4.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	594,500	4.70
TAIYO FUND, L.P.	439,300	3.47
BNYMSANV AS AGENT / CLIENTS LUX UCITS NONTREATY 1	407,300	3.22

富岡 昌弘	326,900	2.58
ローランド ディー・ジー・社員持株会	291,365	2.30
GOVERNMENT OF NORWAY	234,020	1.85
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	192,300	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
廣瀬 卓生	弁護士								○			
細窪 政	他の会社の出身者											○
岡田 直子	他の会社の出身者											○
ブライアン・K・ヘイウッド	他の会社の出身者							○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

廣瀬 卓生	○	廣瀬卓生氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所との間に法律顧問契約に基づく役務提供等の取引関係がありますが、法律顧問としての役務は、同事務所の異なる弁護士から提供を受けております。また、取引額の割合は、当社及び同事務所の連結総売上高に対していずれも1%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の基準である2%未満を満たしております。	(社外取締役選任の理由) 廣瀬卓生氏は、長年にわたり国際弁護士として幅広い企業法務事案に携わり、豊富な経験と高い見識を有しています。同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、取締役会の透明性の向上及び経営の監督とチェック機能の観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 当社が定める社外役員の独立性の基準を満たし、また、東証が定める独立性の要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
細窪 政	○	———	(社外取締役選任の理由) 細窪政氏は、長年にわたり会社経営並びに投資の専門家として、企業への投資や企業買収、会社設立に携わり、豊富な経験と高い見識を有しています。この見識を企業経営全般に活かしていただくとともに、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であると判断し、社外取締役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 当社が定める社外役員の独立性の基準を満たし、また、東証が定める独立性の要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
岡田 直子	○	———	(社外取締役選任の理由) 岡田直子氏は、長年にわたり会社経営並びに企業広報の専門家として実務に携わり、豊富な経験と高い見識を有しています。この見識を、企業経営全般に活かしていただくとともに、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であると判断し、社外取締役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 当社が定める社外役員の独立性の基準を満たし、また、東証が定める独立性の要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
ブライアン・K・ヘイウッド		ブライアン・K・ヘイウッド氏は、当社の筆頭株主であるTaiyo Pacific Partners L.P.のCEOです。当社と同法人との間には、経営戦略、事業戦略に関する助言・提言等を目的としたアドバイザー契約を締結しておりますが、アドバイザー契約の役務は同法人の異なるメンバーから提供を受けております。	(社外取締役選任の理由) ブライアン・K・ヘイウッド氏は、30年以上にわたる日本市場での経験があり、会社経営並びに投資の専門家として日本企業の変革や成長を支援し続け、豊富な経験と高い見識を有しています。この見識を企業経営全般に活かしていただくとともに、株主・投資家視点を経営に取り入れることで企業価値向上に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員選任委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	取締役報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

役員選任委員会運営規程及び取締役報酬委員会運営規程に基づき、運営しております。
また、各委員は、取締役会の決議を経て決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画の説明、監査結果の報告を受け、必要に応じて相互に意見や情報の交換を行っております。内部監査につきましては、社長直属の組織として監査室を設置しており、内部統制及び内部監査の結果を取締役会において報告すると共に、監査役と監査室とは、監査計画の策定等において相互連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
監査室、監査役並びに会計監査人の三者は、原則年2回合同の会議を開催し、互いに連携しながら各々の立場に立った監査業務を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
松田 茂樹	公認会計士												○
本田 光宏	学者												○

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

松田 茂樹	○	——	(社外監査役選任の理由) 松田茂樹氏は、長年にわたり公認会計士及び税理士として会計監査及び税務の実務に携わり、豊富な専門的知識、現場経験と実績を有しています。この見識を基に、当社の社外監査役として、客観的で中立的な監査をしていただけるものと判断して、社外監査役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 当社が定める社外役員の独立性の基準を満たし、また、東証が定める独立性の要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
本田 光宏	○	——	(社外監査役選任の理由) 本田光宏氏は、長年にわたり国際税務の実務に携わり、国際税務に関する専門的見識と経験を有するとともに、アカデミックな分野での経験も豊富に有しています。この高く深い見識をもとに、当社の社外監査役として、客観的で中立的な監査をしていただけるものと判断して、社外監査役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 本田光宏氏は、2018年6月よりユアサ商事株式会社の社外監査役を務めております。当社と同社との間には製品・商品等の販売の取引関係がございますが、取引額の割合は、当社の2019年12月期及びユアサ商事株式会社の2019年3月期の連結総売上高において、いずれも2%未満です。当社が定める社外役員の独立性の基準を満たし、また、東証が定める独立性の要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

「社外役員の独立性に関する基準」を設け、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明 更新

詳細 は「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご覧ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

(1)役員報酬の内容
取締役の年間報酬総額 9名 157百万円(うち社外取締役4名 19百万円)
監査役の年間報酬総額 5名 39百万円(うち社外監査役2名 14百万円)
上記は、第40期(2020年1月1日～2020年12月31日)における支給人員並びに支給額を記載しております。
(2)監査報酬の内容
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 61百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は下記の通り、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績および株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬、役員賞与および業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

また外国籍の取締役に關しては職責に加え出身国の報酬水準を踏まえた水準としております。

2.固定報酬額の決定に関する方針

総額の決定方針

取締役の固定報酬に關しては、取締役会が、委員の半数以上が独立社外取締役に構成される取締役報酬委員会における協議の内容を踏まえ、4月から翌年3月までの固定報酬の総額を決定しております。

個人別の決定方針

各取締役に支給する固定報酬の額については、取締役会決議に基づき取締役社長にその決定を委任するものとし、取締役社長は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、取締役報酬基準に基づき、役位、職責を考慮して決定する。なお、取締役報酬基準は、取締役報酬委員会からの答申内容を踏まえて取締役社長が決定した取締役報酬基準案を取締役会が決議することにより定められております。

固定報酬については、月次で支給するものとしております。

3.役員賞与の決定に関する方針

総額の決定方針

役員賞与に關しては、毎年2月の決算取締役会で定めた役員賞与見積額を上限に役員賞与の支給および合計額について承認を得るものとしております。

役員賞与見積額に關しては、毎年の定時株主総会後の取締役会にて、4月から翌年3月までの役員賞与合計見積額および取締役の固定報酬額の合計について承認を得るものとしております。

支給総額の決定に際しては、株主総会で承認されている固定報酬および役員賞与の合計の額300百万円を超えないこと、かつ役員賞与支給規程に定める数値基準(役員賞与合計は営業利益の2%、当期純利益の3%を上限とする)に適合していることを条件としております。なお、役員賞与支給規程に基づき、決算確定前に下記のひとつに該当した場合、役員賞与は支給しないものとしております。

(1) 連結決算で営業利益あるいは純利益が赤字の場合

(2) 期初開示されている連結業績見通しに対して下記数値基準を超えて下回った場合

売上高 30%

営業利益、経常利益、当期純利益 50%

(3) 前2号に該当しない場合でも、取締役社長が支給の見送りを決めた場合

個人別の決定方針

各取締役に支給する賞与の額については、取締役会決議に基づき取締役社長にその決定を委任するものとし、取締役社長は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役職、業績への貢献度等に応じて決定しております。

役員賞与については毎年3月に支給しております。

4.業績連動型株式報酬の内容および算定方法の決定に関する方針

業績連動型株式報酬制度は、対象期間を2019年1月1日より開始される事業年度から5事業年度とする株式給付信託としております。

当該制度においては、対象の取締役に對し、株式給付規程(役員向け)に基づき、役位に応じた基本ポイントに連結売上高(成長性)、連結営業利益(収益性)およびROE(経営効率性)の目標値に対する達成度合いならびにウェイト(30%:40%:30%)に応じた係数を乗じて算出されるポイント(株数)を付与し、当該取締役が当社および当社の関連会社の役員または使用人その他の従業員のいずれの地位も有しなくなったときに、保有するポイント数に応じた当社株式(ただし、当社株式を給付できない場合には、当該株式の処分によって得られた金銭から費用を控除した後の金銭)を給付するものとしております。なお、達成率が80%未満の業績連動指標が一つでも生じた場合、その年のポイントは付与しないとしております。

5.報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役報酬委員会において検討を行う。取締役会は取締役報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の報酬等の内容を決定することとしております。なお報酬等の種類ごとの比率の目安は、固定報酬:役員賞与:業績連動型株式報酬 = 50%:25%:25%としております(KPIを100%達成の場合)

役位 固定報酬 役員賞与 業績連動型株式報酬

業務執行取締役 50% 25% 25%

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制に關して、社外取締役から要請があった場合、対応する体制をとっております。

当社の事業領域や社内で使用する独自の用語等が理解できるよう定期的に社外取締役に情報を提供し、会議等で活発な議論ができるようにサポートを行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 当社は、経営の健全性、透明性、効率性を重視し、経営環境の急激な変化にも迅速かつ確に対応できる経営体制の確立が重要であると考
えております。具体的には事業に精通した取締役による意思決定の迅速化及び相互監視に加え、社外取締役及び社外監査役による第三者視点
での経営監視機能の強化を図っております。また、本部・事業部制を導入し、効率的な業務執行に努めるとともに、柔軟かつ迅速な業務執行を図
るため、取締役社長を含む業務執行取締役、本部長及び事業部長で構成する経営会議を設置しております。同時に株主、投資家の皆様に対し、
よりオープンなディスクロージャーを実現するため、体制の整備、拡充に努めております。

2. 当社は、監査役制度を採用しております。なお、取締役会等の会社の主要な機関の内容は、次のとおりです（記載の人数は2021年3月30日現
在）。

1) 取締役会

取締役7名（うち社外取締役4名）で構成される取締役会は、毎月1回以上開催され、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職
務の執行を監督しております。

2) 経営会議

取締役社長を含む業務執行取締役、本部長及び事業部長で構成される経営会議は、原則として月1回開催され、業務執行に関する重要事項の
決定、取締役会決議事項の事前審議、事業活動報告及び提案を通じた本部長・事業部長の業務執行を監督しております。

3) 監査役会

監査役4名（うち社外監査役2名）で構成される監査役会は、原則年7回以上開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議し、又は
決議しております。

更に、必要に応じて監査役間の情報の共有や意見交換等の場を設け、監査意見の形成に資するとともに監査の実効性を高めております。

また、監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会や経営会議のほか、社内の重要な会議にも出席し、取締
役の職務執行における監督の強化に努めているほか、各事業所、子会社への往査等を実施しております。

3. 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査につきましては、社長直属の組織として監査室を設置しており、内部統制及び内部監査の結果を取締役会において報告するとともに、監
査役と監査室とは、監査計画の策定等において相互連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

監査役監査の状況につきましては、上記2. 3)に記載のとおりです。

監査役は、会計監査人から監査計画の説明、監査結果の報告を受け、必要に応じて相互に意見や情報の交換を行っております。

また、監査役と監査室とは、監査計画の策定等において相互連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

なお、常勤監査役である鈴木正康は、長年にわたる金融機関での業務経験と、当社での経理業務の経験を有しております。同じく常勤監査役で
ある長野直樹は、長年にわたる金融機関での業務経験と、当社での経営企画業務及び経理業務の経験を有しております。社外監査役である松
田茂樹は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、また、同じく社外監査役である本田光宏は、国際税務に関する豊富な経験を有してあり
ます。4名共、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツ及びその業務執行社員との間には特別な利害関係はなく、連絡を密にして常に適切なアドバ
イスを受ける体制を採っております。また、連結子会社につきましても会計監査を外部の独立した監査人に依頼しており、連結決算の適正化に努
めております。なお、当期の会計監査につきましては、指定有限責任社員・業務執行社員である公認会計士 加藤博久氏、豊泉匡範氏が業務を
執行しております（継続監査年数につきましては、7年以内であるため、年数の記載は省略しております）。監査業務の補助を、公認会計士5名、そ
の他8名が行っております。

監査室、監査役並びに会計監査人の三者は、原則年2回合同の会議を開催し、互いに連携しながら各々の立場に立った監査業務を行っており
ます。

4. 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引先関係その他の利害関係の概要

社外取締役である廣瀬卓生は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー弁護士であり、当社と同法律事務所の間には法律顧問契約
に基づく役務提供等の取引関係がありますが、法律顧問としての役務は、同事務所の異なる弁護士から提供を受けております。

同じく社外取締役であるブライアン・K・ヘイウッドは、当社の主要株主かつ筆頭株主であるTaiyo Pacific Partners L.P.のCEOです。当社と同法人と
の間には、経営戦略、事業戦略に関する助言・提言等を目的としたアドバイザー契約を締結しておりますが、アドバイザー契約の役務は同法
人の異なるメンバーから提供を受けております。

社外監査役である本田光宏は、ユアサ商事株式会社の社外監査役であり、当社と同社との間には製品・商品等の販売の取引関係があります。
また、その他社外取締役及び社外監査役が現在、あるいは過去において役員、あるいは使用人であった会社等と当社との人的関係、資本関係又
は取引関係その他の利害関係はありません（「過去」については、証券取引所の定める「属性情報の確認の範囲」に従い、直近10年間としてあり
ます）。

5. 社外取締役及び社外監査役が会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に 関する基準又は方針及び選任状況に関する考え方、社外取締役及び社外監査役と内部統制部門及び監査との連携

社外取締役である廣瀬卓生は、弁護士として培った知識と経験を、同じく社外取締役である細窪政は、会社経営及び投資家としての知識と経験
を、岡田直子は、会社経営及び企業広報の知識と経験をそれぞれ企業経営全般に活かし、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のた
め、独立性をもって経営の監視と助言を行うことが期待できると考えております。

さらにブライアン・K・ヘイウッドは、会社経営及び投資の専門家としての知識と経験を有しており、株主・投資家の立場として企業経営全般への助
言を通じ、企業価値向上への貢献が期待できると考えております。

また、社外監査役2名は、上記2. 3)及び上記3. の監査役監査の状況に記載のとおり、常勤監査役と協力し、会計・税務の専門知識を基に広く企
業経営全般に対し、独立した立場から、客観的で中立的な監査を遂行できると判断しております。

以上から、当社の企業統治において社外取締役及び社外監査役が果たすべき機能及び役割は、現状の体制で確保されていると考えております。

なお、当社は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たした「社外役員の独立性に関する基準」を定め、インターネット上の当社ホーム
ページに掲載しております（<https://www.rolanddg.com/ja/investors/management/corporate-governance/>）。

当社は、社外取締役のうち廣瀬卓生、細窪政、岡田直子の3名及び社外監査役2名が当該基準を満たしており、独立性は十分に確保されていると
判断し、独立役員として届出ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）の1. に記載のとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の2週間以上前の金曜日を基本としております。 また、遠方の株主や海外機関投資家が十分な検討ができるよう、発送前に招集通知を当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、早期開催に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使制度を導入し、株主の議決権行使の利便性向上に努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家が議決権行使に際して十分な検討期間を確保できるよう、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。また、上記早期発送やインターネット等の議決権行使制度に加え、招集通知を発送前に当社ホームページに掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知(狭義の招集通知及び株主総会参考書類のみ)を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	招集通知、決議通知、株主総会の模様を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説 明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	下記「IR資料のホームページ掲載」のとおり、当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ではありますが、個人投資家説明会や施設見学会などを開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家及び証券アナリスト向け決算説明会を半期毎に実施し、代表者による説明を行っております。 そのほか、施設見学会、スモールミーティングや個別ミーティングも積極的に実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ではありますが、海外の機関投資家とビデオまたは電話で個別IRミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用のページ (https://www.rolanddg.com/ja/investors/)を設置しております。 決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主通信、アニュアルレポート、財務・業績情報、IRカレンダー、ディスクロージャーポリシー、株主総会の招集通知・総会の報告などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する専任部署として「IRユニット」を設けIR活動の充実に努めております。	
その他	上記IR活動に加え、直通電話やIR問合せメールの窓口など投資家が問合せしやすい環境の整備に努めております。 IRメール配信を行っており、登録いただいた方に、ニュースリリースや決算情報などのIRに関する新着情報をメール配信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	環境を重視した製品開発、生産作業工程の整備により、化学物質による汚染の予防、排出物や電力消費の削減に取り組んでおり、効果を見せているほか、事務部門においても資源の有効活用、再利用に注力し、全社規模で環境保全活動に取り組んでいます。当社株主優待(オリジナルギフトカタログ)の商品に、国内における自然災害の被災地支援や授産施設支援商品を掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーに則り、速やかな情報開示に努めております。また、「株主との建設的な対話に関する方針」を定め、当社ホームページに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 企業活動における基本方針

1) 当社グループ(当社及び子会社をいう)は、下記企業理念を経営の根幹に置き、全ての企業活動の原点とする。

- ・創造の喜びを世界にひろめよう
- ・BIGGESTよりBESTになろう
- ・共感を呼ぶ企業にしよう

2. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守することを、行動基準・コンプライアンス規程等により定め、コンプライアンスについて当社の役職員へ啓蒙する。当社グループは、展開する国・地域の法令等に基づき、その規模や業態に応じたコンプライアンス体制を整備する。

2) 当社は、内部通報制度を整備し、当社グループ内の法令等違反の是正に努めるとともに通報者の保護を図る。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、リスク管理責任者を取締役会にて選任する。また、リスク管理責任者は、当社のリスクマネジメントの統括管理を行い、経営会議及び取締役会に報告する。

2) 当社は、子会社よりリスクマネジメントについて定期的に報告を受ける体制を構築し、グループ全体のリスクマネジメントに関わる事項については、当社のリスクマネジメント事項として対応する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社取締役会は、連結ベースの経営方針・目標を定め、業務執行する取締役、本部長及び事業部長が経営方針を基に策定する方針を通じて、当社グループ内に周知する。

2) 取締役会において、取締役の職務の執行状況を相互に確認する。また、柔軟かつ迅速な業務執行を図るため、取締役社長を含む業務執行取締役、本部長及び事業部長で構成する経営会議を設置し、業務を執行する本部長及び事業部長が経営課題の解決策の検討、業務執行の状況などを報告する。

3) 当社グループの規模や展開する国・地域の法令等に基づき、意思決定や権限等に関する体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 当社は、文書管理規程等に基づき、取締役会等の重要な会議の議事録や決裁書等の取締役の職務の執行に係る重要な書類を適切に管理する。

2) 当社は、取締役及び監査役が重要会議資料等を適宜閲覧できる体制を整備する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制、及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1) 当社は、関係会社管理に関する規程を定め、子会社から経営状況の報告を受け、業績及び重要事項に関しては、関係会社管理担当取締役が取締役会に報告する。

2) 当社は、子会社の事業内容や規模に合わせて当社取締役等を主要な子会社に取締役として派遣し、経営の監督を行う。また、重要な経営事案について検討するため、主要な子会社の経営諮問機関を設置し、当社取締役等を派遣する。

3) 当社グループにおける財務報告の適正性を確保するために必要な体制の整備を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 当社取締役は、監査役及び監査役会より補助すべき使用人を置く要請があった場合、人事異動・人事評価・兼任等について協議し、独立性を確保する。

2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役等又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役への報告に関する体制

1) 監査役に対して、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、法令、定款に違反する重大な事項が発生、若しくは発生する可能性がある場合、速やかに報告する。

2) 当社グループの内部監査の実施状況、内部通報制度の運用状況等を監査役に報告する。

3) 監査役は監査役監査基準に基づき、取締役会等の重要な会議へ出席する。

9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1) 当社は、報告をした当社グループの役職員を保護し、不利益取扱いを禁止する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1) 当社は、監査役が適切な監査を行うために必要となる監査費用を支弁する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき適正に監査し、取締役及び使用人は、監査役の監査に協力する。

2) 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

1) 当社は、反社会的勢力に対しては毅然たる態度で一切関係を持たず、いかなる取引も行わないことを基本方針とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1) 当社は、コンプライアンス規程において、反社会的勢力への対応についての基本方針を定め、全役職員の遵守事項として周知するとともに、総務部長を不当要求防止統括責任者に任命し、反社会的勢力との関係の遮断に取り組む。

2) 当社は、外部の専門機関等と緊密な関係を保ち、情報収集や反社会的勢力から不当要求があった場合に対応支援を受ける態勢を維持する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 適時開示に対する考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を重視し、経営環境の急激な変化にも迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立が重要であると考えております。金融商品取引法をはじめとした関係諸法令、東京証券取引所の適時開示規則を遵守し、よりオープンなディスクロージャーを通して一層の経営の健全性、透明性、効率性を高め、株主、投資家の皆様の信頼を獲得すべく社内体制の整備、拡充に努めてまいります。

2. 社内体制の状況

1) インサイダー情報の管理・取扱い

当社のインサイダー情報の管理、取扱いに関する業務は、株式実務担当部門及び情報取扱部門である社長室が行っております。重要事実の機密保持、伝達、公表の方法及び重要事実の判定等に関しましては、社内規程である「インサイダー取引防止規程」に定め、運用しております。

2) 当社に係る情報

a) 決定事実に関する情報

事前に取締役会の議案に関し、東京証券取引所の適時開示規則に照らし、開示の必要性について情報取扱部門である社長室を中心に関係部署も交え検討しております。

開示が必要な事実に関しては取締役会の機関決定後、速やかに開示しております(原則として当日)。

b) 発生事実に関する情報

関係部署、役職員は、重要な事実が発生した場合並びに重要な事実を知った場合は、速やかに情報取扱部門(社長室)に報告いたします。

情報取扱部門を管掌するコーポレート本部長は、取締役社長に報告の上、東京証券取引所の適時開示規則に照らし、開示の必要のある事実に関し、速やかに開示しております(発生を認識後、速やかに)。

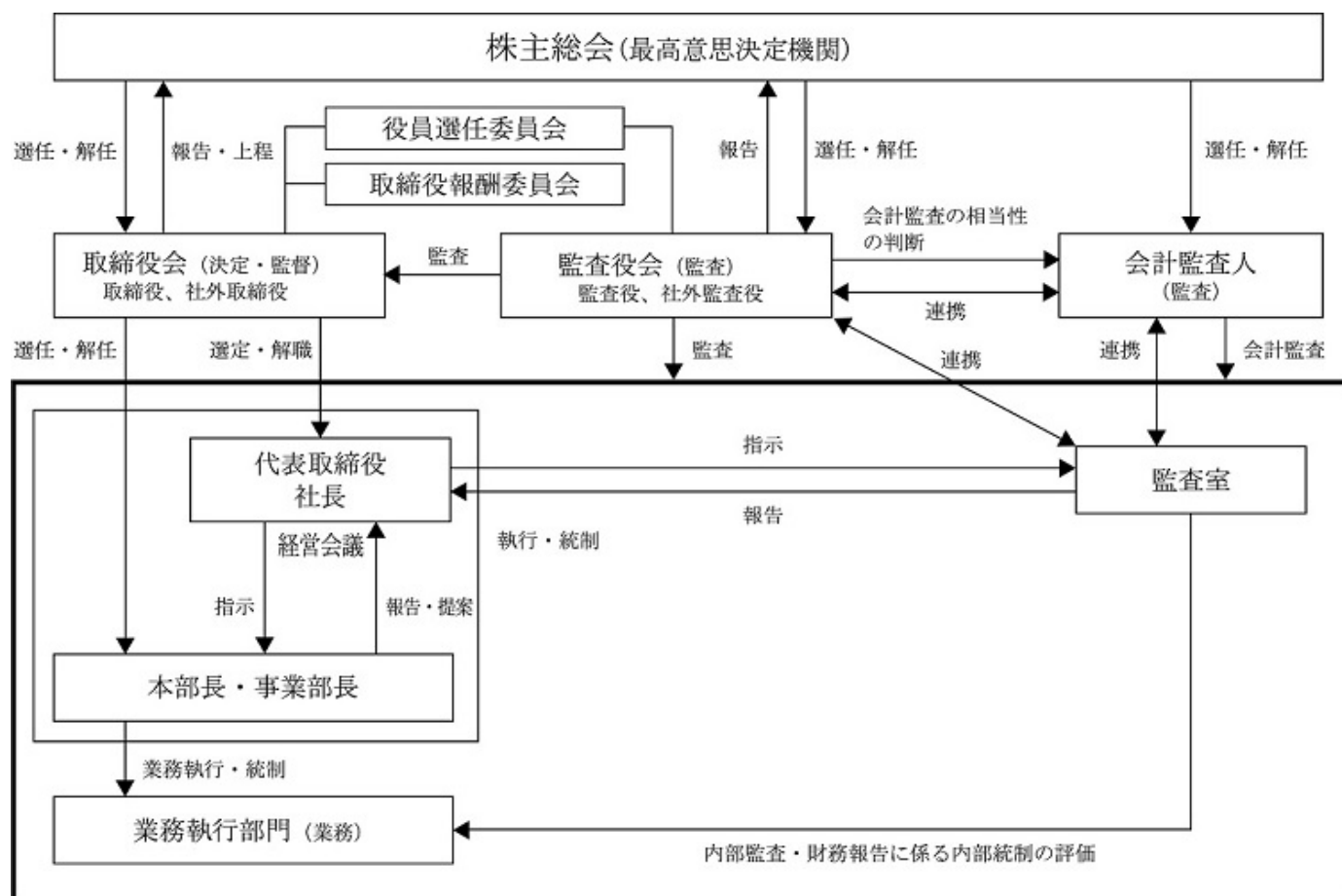
c) 決算に関する情報

決算に関する業務は財務経理部が主に担当し、開示は社長室が統括しており、取締役会による承認手続きを経て、当日開示しております。

3) 子会社に係る情報

社内規程に定める「関係会社管理規程」に基づき子会社は、主要な事項に関し必要に応じ、事前に当社取締役会若しくは子会社の経営諮問会議、当社コーポレート本部長の承認をとることとなっております。また、子会社管理の主管部門は社長室が担当しており、把握した重要事実については当社に係る発生事実の対応に準じて東京証券取引所の適時開示規則に照らし、開示の必要のある事実に関し、速やかに開示しております(入手後、速やかに)。

ただし、子会社の決算に関する情報については財務経理部が統括しております。



適時開示体制図

